

新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成の開始について

1 趣旨

生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、出生1,000人に1人～2人とされています。生まれて間もない時期に聴覚の検査を行い、耳の聞こえに障がいがある赤ちゃんを早期に発見し、早期の支援につなげることで、また保護者の経済的負担を軽減することを目的として、新生児聴覚スクリーニング検査に係る費用の一部を助成します。

2 対象者

令和3年4月1日以降に新生児聴覚スクリーニング検査を受けた赤ちゃんの保護者で鈴鹿市に住民登録のある方

3 対象となる検査

自動聴性脳幹反応検査（AABR）、聴性脳幹反応検査（ABR）、耳音響放射検査（OAE）のいずれかの検査

いずれの検査も赤ちゃんが眠っている間に行う検査で、痛みはなく安全です。

通常、分娩した産科医療機関で入院中に行われます。

4 助成回数・金額

1人につき1回

3,000円を公費で助成します。

(3,000円に満たない場合はその額)

5 利用方法

市内の委託産科医療機関に「新生児聴覚スクリーニング検査費助成券(以下助成券)」を提出すると、費用から助成額が差し引かれます。

※里帰り出産等で、市内の委託産科医療機関以外で新生児聴覚スクリーニング検査を受ける場合、一旦費用を医療機関窓口で全額お支払いいただいた後、検査日から90日以内に、必要書類を提出し申請いただくことで、費用助成を受けることが出来ます。

6 周知方法

市ホームページ，広報すずかに掲載。

市内委託産科医療機関へ案内文書を配付するほか，以下の方法で周知。

- (1) 令和3年4月1日以降に妊娠の届出をされる方
健康づくり課にて，母子健康手帳交付と同時に助成券を配布
- (2) 令和3年4月1日以降5月末までに出産をひかえている方
個別案内と助成券を郵送

【問い合わせ先】

鈴鹿市 健康福祉部 健康づくり課

担当： 中川・清水

直通電話番号：059-382-2252